

令和6年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月28日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	欠	番	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

11番 中村 隆一

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	新田	彩音

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番	松崎	博	4番	小林	茂
----	----	---	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

- 第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。本日もあいにくの雨となつてしまい、農地パトロールは今日で3回目ですが、全て雨となりました。ただ、途中で雨は止みそうですので、よろしくお願いします。

それでは令和6年度、第7回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、2番松崎委員、4番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっておりまして、その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに、第4条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは二宮の生涯学習センターラディアンの北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相続財産清算人より届出がされております。

なお、相手方への届出の受理通知書については、10月9日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は、農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、土地の場所は、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは、中里の軒吉橋の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、10月9日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第9号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

10月9日に山西地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。

対象地は、二宮町町民運動場の南側にある農業振興地域の農地3筆の内、転用する面積の合計は290㎡です。

譲受人が行う道路構造物の補修工事に伴い、仮設工事用地として使用するため一時転用するもので、事業計画や周囲の状況から見ても転用は問題ないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第9号について、補足説明いたします。

はじめに、市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

関係資料をご覧ください。1ページに許可申請書、2ページに位置図、3ページから5ページに計画図等の図面、6ページに転用理由書、7ページに事業計画書を添付しております。

本案件は、二宮町が実施する道路法面の補修工事に伴い、仮設工事用地が必要となったことによる農地の一時転用となり、隣接地に土砂等が流出するなどの被害が発生しないよう、敷き鉄板等を設置する計画になっております。

なお、期間は許可日から令和7年3月31日までとなっており、工事終了後には農地に復元することになっております。

補足説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

許可を得ていないのに本日すでに農地を使用してしまっていますがよいのでしょうか。これでは審議できません。申請者に説明を求めます。

許可する前に農地を使用していた場合は、復元する必要があると考えます。

【事務局】

１０月９日と１０月２２日に現地確認をした際には何もありませんでした。

本日、事務局で現地を確認し、申請者に状況を伺い、後日、委員の皆様に説明させていただきます。

【議長】

今、ご意見と事務局から説明がありましたので、この議案につきましては継続審議ということでお諮りしたいと思います。

それでは、賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「継続審議」といたします。

【議長】

続きまして、議案第１０号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第１０号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

１０月９日に借受予定者立ち合いのもと、山西地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の大谷戸に位置する農用地区域の農地１筆と、農業振興地域の農地１筆で、面積の合計は６８０㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取りをした結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第10号について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第10号関係資料をご覧ください。

No. 1からNo. 2については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから10ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 3については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから16ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを17ページと18ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となっております。

借主は、7月の総会で新規農業者資格の認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会